

さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会専門委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会規程（以下「部会規程」という。）

第13条により、専門委員会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専門委員会は、部会規程第5条の事業を専門的に検討し、運営することを目的とする。

(部門)

第3条 専門委員会は下記部門とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) T. O委員会

(業務)

第4条 各委員会の業務は、概ね次の内容とする。

(1) 総務委員会

- ① 諸行事の企画・実施に関すること。
- ② 各種大会の式典に関すること。
- ③ さいたまシティカップに関すること。
- ④ ジュニアリーダーの事業への協力に関すること。
- ⑤ 市・県のスポーツ少年団事業への協力に関すること。
- ⑥ その他総務に関すること。

(2) 競技委員会

- ① 各種大会の計画・実施に関すること。
- ② 招待大会等へのチーム派遣に関すること。
- ③ さいたまシティカップに関すること。
- ④ 市・県のスポーツ少年団事業への協力に関すること。
- ⑤ その他競技に関すること。

(3) 審判委員会

- ① 各種大会の審判に関すること。
- ② 審判技術向上のための講習会等の計画・実施に関すること。
- ③ 県大会等への審判派遣に関すること。
- ④ バスケットボール技術向上のための事業の計画及び実施に関すること。
- ⑤ さいたまシティカップに関すること。
- ⑥ 市・県のスポーツ少年団事業への協力に関すること。
- ⑦ その他審判に関すること。

(4) T. O委員会

- ① T. O技術向上のための事業の計画及び実施に関すること。
- ② T. O用具等の備品の管理及び各種大会時の設置に関すること。
- ③ さいたまシティカップに関すること。
- ④ 市・県のスポーツ少年団事業への協力に関すること。
- ⑤ その他T. Oに関すること。

(委員)

第5条 委員は、総会の承認を得て部会長が委嘱する。

(役員)

第6条 各専門委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第7条 各委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(記録)

第8条 各委員会の会議録は、常に良好に整理し部会長の求めにより提出するものとする。

(改正要件)

第9条 この規程の改正は、総会の議決を得て行う。

附 則

- この規程は、平成15年1月23日から施行する。
この規程は、平成19年4月2日から一部改正施行する。
この規程は、平成22年4月2日から一部改正施行する。
この規程は、平成28年4月16日から一部改正施行する。
この規定は、令和2年7月19日から一部改正施行する。
この規定は、令和4年4月10日から一部改正施行する。